

# 滋賀県トラック協会

## 適正化だより

### 標準的な運賃及び標準貨物自動車運送約款が改正されました！

#### 同封資料

- ・標準貨物自動車運送約款等の一部改正について
- ・「標準的な運賃」等の見直しのポイントと距離制運賃表
- ・標準貨物自動車運送約款

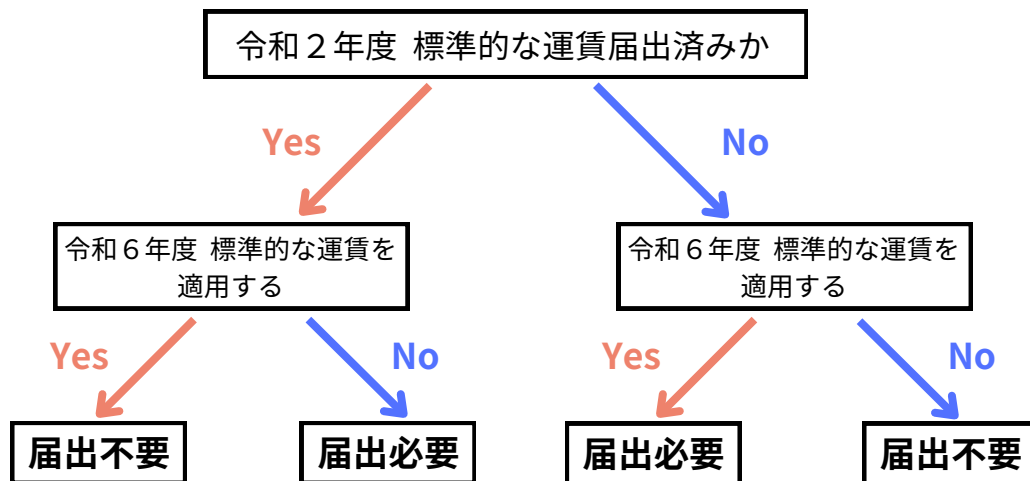
令和2年4月に告示したトラックの標準的な運賃について、運賃水準を8%引き上げるとともに、荷役の対価等を加算した、新たな運賃が告示されました。

令和2年告示の標準的な運賃を届出済みの事業者様におかれましては、手続きは不要となり、自動的に新たな標準的な運賃に移行されております。(令和6年3月22日付)

なお燃料サーチャージにつきましても、令和6年告示の標準的な運賃を適用する場合は、告示の中で規定されているため届出は不要となります。

届出の必要有無につきまして下記の通りとなりますのでご参照下さい。

- 令和2年告示の標準的な運賃を届出済み事業者が令和6年告示の標準的な運賃を適用する場合  
→届出不要
- 令和2年告示の標準的な運賃を届出済み事業者が、継続して同運賃を適用する場合  
→届出必要
- 令和2年告示以外の運賃を届出済み事業者が令和6年告示の標準的な運賃を適用する場合  
→届出必要
- 令和2年告示以外の運賃を届出済み事業者が、継続して同運賃を適用する場合  
→届出不要



※独自の燃料サーチャージを適用される方は別途届出が必要となります

各 地 方 運 輸 局 自 動 車 交 通 部 長  
關 東 ・ 近 畿 運 輸 局 自 動 車 監 査 指 導 部 長  
沖 繩 綜 合 事 務 局 運 輸 部 長

} 殿

物 流 ・ 自 動 車 局 貨 物 流 通 事 業 課 長  
( 公 印 省 略 )

### 標 準 貨 物 自 動 車 運 送 約 款 等 の 一 部 改 正 に つ い て

物 流 の 持 続 的 な 成 長 を 確 保 す る た め 、 現 行 の 商 慣 行 を 前 提 と す る こ と な く 、 こ れ を 是 正 し 、 ト ラ ッ ク 運 送 事 業 者 が 、 健 全 な 事 業 運 営 の た め に 必 要 な 運 賃 を 収 受 で き る 環 境 整 備 等 を 図 る 観 点 か ら 、 「 標 準 的 な 運 賃 ・ 標 準 運 送 約 款 の 見 直 し に 向 け た 検 討 会 」 の 提 言 ( 令 和 5 年 12 月 15 日 公 表 ) を 踏 ま え 、 貨 物 自 動 車 運 送 事 業 法 ( 平 成 元 年 法 律 第 83 号 ) 第 10 条 第 3 項 等 に 基 づ き 国 土 交 通 大 臣 が 公 示 し て い る 以 下 の 標 準 運 送 約 款 に つ い て 、 標 準 貨 物 自 動 車 運 送 約 款 等 の 一 部 を 改 正 す る 告 示 ( 令 和 6 年 国 土 交 通 省 告 示 第 210 号 ) に よ り 改 正 を 行 っ た と こ ろ で あ る 。

改 正 さ れ た 標 準 運 送 約 款 は 、 令 和 6 年 6 月 1 日 よ り 施 行 さ れ る が 、 主 た る 改 正 事 項 は 別 紙 の と お り で あ る の で 、 関 係 者 へ の 周 知 及 び そ の 円 滑 な 実 施 に 遺 漏 の な い よ う に さ れ たい 。

- ・ 標 準 貨 物 自 動 車 運 送 約 款 ( 平 成 2 年 運 輸 省 告 示 第 575 号 。 以 下 「 標 準 運 送 約 款 」 )
- ・ 標 準 宅 配 便 運 送 約 款 ( 平 成 2 年 運 輸 省 告 示 第 576 号 。 以 下 「 宅 配 便 約 款 」 )
- ・ 標 準 引 越 運 送 約 款 ( 平 成 2 年 運 輸 省 告 示 第 577 号 。 以 下 「 引 越 約 款 」 )
- ・ 標 準 貨 物 軽 自 動 車 運 送 約 款 ( 平 成 15 年 国 土 交 通 省 告 示 第 171 号 。 以 下 「 軽 運 送 約 款 」 )
- ・ 標 準 貨 物 軽 自 動 車 引 越 運 送 約 款 ( 平 成 15 年 国 土 交 通 省 告 示 第 172 号 。 以 下 「 軽 引 越 約 款 」 )
- ・ 標 準 霊 き ゅ う 運 送 約 款 ( 平 成 18 年 国 土 交 通 省 告 示 第 1047 号 。 以 下 「 霊 き ゅ う 約 款 」 )
- ・ 標 準 貨 物 自 動 車 特 定 信 書 便 運 送 約 款 ( 平 成 27 年 国 土 交 通 省 告 示 第 1163 号 。 以 下 「 標 準 信 書 便 約 款 」 )
- ・ 標 準 貨 物 軽 自 動 車 特 定 信 書 便 運 送 約 款 ( 平 成 28 年 国 土 交 通 省 告 示 第 247 号 。 以 下 「 軽 信 書 便 約 款 」 )

## 標準貨物自動車運送約款等の一部改正について

**1. 荷待ち・荷役作業等の運送以外のサービスの内容の明確化等**

改正前の「標準運送約款」「軽運送約款」では、適正な運賃・料金の収受を目的として、待機時間、附帯業務等が具体的に規定されていた一方、「積み込み」「取卸し」等の業務は、「第2章 運送業務等」において規定されていたため、運送業務と荷待ち・荷役作業等の運送以外の業務の区切りが不明確であった。このため、「積み込み」「取卸し」等の運送以外の業務については、「第2章 運送業務等」から分離し、第3章を「積み込み又は取卸し等」に改めた上で、当該章において規定することとした。

また、これらの運送以外の業務が契約にないものであった場合、当該業務の対価を負担する主体についても不明確であったことから、トラック運送事業者が運送以外の業務を引き受けた場合、契約にないものを含め、対価を収受する旨を規定した。

〔関係条項〕 標準運送約款（第61条）、軽運送約款（第59条）

**2. 運賃・料金、附帯業務等を記載した書面の交付**

改正前の「標準運送約款」「軽運送約款」では、荷送人による運送の申込みやトラック運送事業者による運送の引受けについては、明確な規定がなかった。このため、運送を申込み荷送人、運送を引受けるトラック運送事業者は、それぞれ運賃・料金、附帯業務等を記載した書面（電磁的方法を含む。）である運送申込書、運送引受書を相互に交付する旨を規定した。

なお、運送申込書、運送引受書は別添の様式を例示とする。

〔関係条項〕 標準運送約款（第6条及び第7条）、軽運送約款（第6条及び第7条）

**3. 利用運送を行う場合における実運送事業者の商号・名称等の荷送人への通知等**

改正前の「標準運送約款」「軽運送約款」では、利用運送を行う場合がある旨は規定されていたが、利用運送が行われた場合でも荷送人が実運送事業者を把握することは困難であった。このため、利用運送を行う元請運送事業者は、当該運送の全部又は一部について運送を行う実運送事業者の商号・名称等を荷送人に通知する旨を規定した。

また、利用運送に係る費用は「利用運送手数料」として収受する旨を規定した。

〔関係条項〕 標準運送約款（第17条）、軽運送約款（第17条）

**4. 中止手数料の金額等の見直し**

改正前の「標準運送約款」「軽運送約款」では、荷送人が、貨物の積み込みの行われるべきであった日の前日までに運送の中止をしたときは、中止手数料を請求しないこととされていたが、実勢に応じて、当該中止手数料の金額等を見直すこととした。

具体的には、

・運送引受書に記載した集貨予定日の前々日に運送の中止をしたときは、当該運送

引受書に記載した運賃・料金等の 20 パーセント以内

- ・ 運送引受書に記載した集貨予定日の前日に運送の中止をしたときは、当該運送引受書に記載した運賃・料金等の 30 パーセント以内
- ・ 運送引受書に記載した集貨予定日の当日に運送の中止をしたときは、当該運送引受書に記載した運賃・料金等の 50 パーセント以内

をそれぞれ収受できることとした。

〔関係条項〕 標準運送約款（第 38 条）、軽運送約款（第 38 条）

## **5. 運賃・料金等の店頭掲示事項のオンライン化**

改正前の「標準運送約款」等では、「受付日時」「個人を対象とした運賃・料金等」「保険料率等」については、店頭に掲示することとされていたが、これらの事項を既に自社のウェブサイト等に掲載しているトラック運送事業者も多く存在する。

また、特定の場所において書面で掲示されていた事項について、インターネットによる閲覧等を可能とし、利用者利便の向上を図る観点から、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 63 号）により貨物自動車運送事業法が改正され、令和 6 年 4 月 1 日より、常時使用する従業員の数が 20 人を超えるトラック運送事業者については、原則として、運賃・料金等を店頭での掲示に加え、自社のウェブサイトにも掲載しなければならないこととされている。

こうした状況を踏まえ、運賃・料金等の店頭掲示事項について、ウェブサイトに掲載する必要がある旨を規定した。

〔関係条項〕 標準運送約款（第 3 条、第 32 条及び第 64 条）、宅配便約款（第 2 条及び第 8 条）、引越約款（第 2 条及び第 18 条）、軽運送約款（第 3 条、第 32 条及び第 62 条）、軽引越約款（第 2 条及び第 18 条）、霊きゅう約款（第 3 条及び第 16 条）、標準信書便約款（第 2 条、第 4 条、第 7 条、第 13 条及び第 21 条）、軽信書便約款（第 2 条、第 4 条、第 7 条、第 13 条及び第 21 条）

(別添)

※令和6年3月改正標準貨物自動車運送約款/標準貨物軽自動車運送約款準拠

### 運送申込書/運送引受書

※申込者は、太線内をご記入願います。

申込者		社名又は氏名 (担当者名)	住所	申込日: 年 月 日	電話: - -	FAX: - -	E-mail:	緊急連絡先: - -
標準貨物自動車運送約款(令和6年3月22日最終改正)の確認 <input type="checkbox"/> 済								
集貨/発送地及び担当者		社名又は氏名 (担当者名)	住所	電話: - -	FAX: - -	E-mail:	緊急連絡先: - -	
配達/到着地及び担当者		社名又は氏名 (担当者名)	住所	電話: - -	FAX: - -	E-mail:	緊急連絡先: - -	
運送を引受ける者		社名又は氏名	住所	事業許可				
引受営業所		営業所名 (担当者名)	住所	電話: - -	FAX: - -	E-mail:	緊急連絡先: - -	
車両番号								
利用運送により運送を受託した者		社名又は氏名	住所	事業許可				
引受営業所		営業所名 (担当者名)	住所	電話: - -	FAX: - -	E-mail:	緊急連絡先: - -	
車両番号								

貨物の情報							
運送の扱い種別							
品名	品質	重量又は容積	kg/m <sup>3</sup>	個数			
集貨又は発送希望日時	月 日 ( )	配達又は到着希望日時	月 日 ( )	荷姿	合計	kg/m <sup>3</sup>	
高価品の場合 種類: 価額:				運送保険の希望 有・無			

運賃及び料金の支払方法	<input type="checkbox"/> 銀行振込 <input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 支払期日: 年 月 日	特約条項
附帯業務の内容	<input type="checkbox"/> 積込み 作業内容 ( ) 予定作業時間 ( ) <input type="checkbox"/> 取卸し 作業内容 ( ) 予定作業時間 ( ) <input type="checkbox"/> 品代金の取立て <input type="checkbox"/> 荷掛金の立替え <input type="checkbox"/> 貨物の荷造り <input type="checkbox"/> 仕分 <input type="checkbox"/> 保管 <input type="checkbox"/> 検収及び検品 <input type="checkbox"/> 横持ち及び縦持ち <input type="checkbox"/> 棚入れ <input type="checkbox"/> ラベル貼り <input type="checkbox"/> はい作業 予定作業時間 ( )	
【走行距離】	【走行時間】	
総実車	km	分
総実車	km	分

運賃及び料金				
運賃	円			
燃料サーチャージ (基準額120円・調達額)	円	円 (走行距離 (km) ÷ 燃費 (km/L) × 算出上の燃料価格上昇額 (円/L))		
利用運送手数料 (運賃の %)	円	有料道路利用料 (税込)	円	
待機時間料	円 (見込み待機時間: 分、30分あたり単価 円)			
附帯業務料	積込料	円	取卸料	円
	品代金の取立て	円	荷掛金の立替え	円
	荷造り	円	仕分け	円
	保管	円	検収及び検品	円
	横持ち及び縦持ち	円	棚入れ	円
	ラベル貼り	円	はい作業	円
	その他附帯業務 ( )	円		
附帯業務料 計		円		
運送保険料 (税込)	円	〇〇料	円	
合計請求額	円	(内消費税額 円)		

・上記のとおり運送を引受けます。 運送引受者 (貨物自動車運送事業者)  
 令和 年 月 日

# 「標準的運賃」等の見直しのポイント

- 検討会での議論を踏まえ、①荷主等への適正な転嫁、②多重下請構造の是正等、③多様な運賃・料金設定等の見直し方針を公表（令和5年12月15日）、運輸審議会への諮問等を経て告示（令和6年3月22日）。

## 1. 荷主等への適正な転嫁

＜運賃水準の引上げ幅を提示＞

- 運賃表を改定し、**平均約8%の運賃引上げ**〔運賃〕
- 運賃表の算定根拠となる原価のうちの**燃料費を120円**に変更し、**燃料サーチャージも120円**を基準価格に設定〔運賃〕

＜荷待ち・荷役等の対価について標準的な水準を提示＞

- 現行の待機時間料に加え、**公共工事設計労務単価表**を参考に、荷役作業ごとの「**積込料・取卸料**」を加算〔運賃〕

待機時間料	↑	1,760円
積込料・取卸料	↑	2,180円
機軸荷役の場合	→	2,100円
手荷役の場合	→	2,100円

※金額はいずれも中型車（4ワズ）の場合の30分あたりの単価

- 荷待ち・荷役の時間が合計2時間を超えた場合は、**割増率5割**を加算〔運賃〕
- 標準運送約款において、**運送と運送以外の業務を別の章に分離**し、**荷主から対価を收受する旨を明記**〔約款〕
- 「**有料道路利用料**」を個別に明記するとともに、「運送申込書／引受書」の雛形にも明記〔運賃〕〔約款〕

## 2. 多重下請構造の是正等

＜「下請け手数料」（利用運送手数料）の設定等＞

- 「**下請け手数料**」（運賃の10%を別に収受）を設定〔運賃〕
- 元請運送事業者は、**実運送事業者の商号・名称等を荷主に通知**することを明記〔約款〕

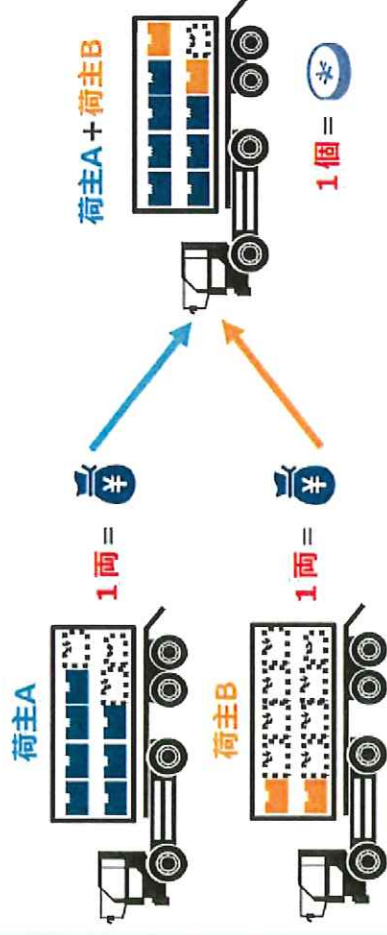
＜**契約条件の明確化**＞

- 荷主、運送事業者は、それぞれ**運賃・料金等を記載した電子書面**（運送申込書／引受書）を**交付**することを明記〔約款〕

## 3. 多様な運賃・料金設定等

＜「個建運賃」の設定等＞

- 共同輸配送等を念頭に、「**個建運賃**」を設定〔運賃〕



- リードタイムが短い運送の際の「**速達割増**」（逆にリードタイムを長く設定した場合の割引）や、**有料道路を利用しないこと**によるドライバーの運転の長時間化を考慮した**割増**を設定〔運賃〕

＜その他＞

- 現行の冷蔵・冷凍車に加え、海上コンテナ輸送車、ダンプ車等5車種の**特殊車両割増を追加**〔運賃〕
- 中止手数料の**請求開始可能時期、金額を見直し**〔約款〕
- 運賃・料金等の店頭掲示事項について、**インターネットによる公表を可能とする**〔約款〕

I 距離制運賃表

近畿運輸局

(単位：円)

車種別 キロ程	小型車 (2 tクラス)	中型車 (4 tクラス)	大型車 (10 tクラス)	トレーラー (20 tクラス)
10km	15,060	17,060	22,070	27,890
20km	16,920	19,190	25,020	31,870
30km	18,780	21,330	27,980	35,840
40km	20,630	23,460	30,940	39,810
50km	22,490	25,600	33,900	43,780
60km	24,350	27,730	36,850	47,760
70km	26,200	29,870	39,810	51,730
80km	28,060	32,000	42,770	55,700
90km	29,920	34,140	45,730	59,670
100km	31,770	36,280	48,680	63,650
110km	33,620	38,380	51,550	67,490
120km	35,470	40,490	54,420	71,330
130km	37,320	42,600	57,290	75,170
140km	39,170	44,700	60,160	79,010
150km	41,020	46,810	63,030	82,850
160km	42,870	48,920	65,890	86,690
170km	44,720	51,030	68,760	90,530
180km	46,570	53,130	71,630	94,370
190km	48,420	55,240	74,500	98,210
200km	50,270	57,350	77,370	102,050
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	3,680	4,180	5,650	7,560
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	9,210	10,450	14,130	18,900